

業務仕様書

1 業務名

令和8年度 金融系外国企業等誘致・プロモーション業務

2 業務目的

北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、アジア・世界の「金融センター」を実現するため、産学官金の21機関で構成されるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」が設立され、令和6年6月に北海道・札幌市が「GX金融・資産運用特区」に指定された。

札幌市は、全道域のGX産業の振興と、国内のみならず海外の金融機関・資産運用会社及びFintech企業をはじめとする金融系企業（日本に進出済みのものを含む。以下「金融系外国企業等」という。）誘致等による金融機能の札幌への集積により、GX産業と金融によるエコシステムの形成強化と、地域経済の活性化を目指している。

そこで今後、金融系外国企業等の誘致を行っていくにあたって、国内外の自治体が同様の活動を進める中、厳しい都市間競争に打ち勝つためには、北海道のGXのポテンシャルや自然環境等を背景とした様々な札幌の強みを打ち出しながらビジネス拠点としての魅力を積極的に発信し、当該企業関係者の札幌への関心を高める必要がある。

本業務は、本市の特色を生かしながら国際金融に関する専門的な知見やコネクション等を活用した効果的な誘致及びプロモーション等（以下「誘致活動」という。）を実施することにより、金融系外国企業等との質の高い接点を創出し、具体的な投資・協業へと繋げることで企業進出を促し、地域の経済活性化及び産業振興に寄与するとともに、世界から選ばれる国際金融都市としての地位を確立することを目的とする。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）

4 業務内容

受託者の持つ専門的な知見やスキル、コネクション等を活用し、上記2の目的達成につながるよう委託者と協議のうえ、次の(1)から(4)の業務に取り組むこと。

なお、業務の実施にあたっては、定量的な実績の確保のみならず、本業務による取組が札幌にもたらす効果等を重視し、札幌の優位性等（エコシステムや優遇制度等を含む。）を広く発信する独自の内容とすること。また、札幌海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）との連携を積極的に行うこと。

業務の進捗、達成度及び成果等を評価するため、独自のKPIを設定すること。KPIは定量指標に限らず、客観的に判断可能な定性指標（具体的な活動目標や評価等）とすることもできる。

(1) 海外での誘致活動

以下のアに掲げる実施地域において、イに掲げる内容に沿って効果的な誘致活動を実施すること。

ア 実施地域

(ア) 実施地域：シンガポール（Fintech企業誘致及びGX投資誘致）

備考：委託者が予定しているSingapore Fintech Festival（令和8年11月18日（水）～20日（金）開催）への出展と連携すること。

(イ) 実施地域：Fintech企業誘致に有効な地域

(ウ) 実施地域：GX投資誘致に有効な地域

※(イ)及び(ウ)については、受託者の知見に基づき効果的な実施地域をそれぞれ1つ以上選定すること。現地で開催されるイベント等の活用をはじめ、ネットワーキングを通じた実効性のある誘致活動を主眼とするが、イベント等へ参加・出展等については必須とせず、委託者と協議のうえ決定する。

※令和7年度においては、GX投資誘致を目的としてヘルシンキ、シドニー及びメルボルン、Fintech企業誘致を目的としてコペンハーゲン及びストックホルムにて誘致活動（イベント開催・参加件数5件、面談件数91件）を実施した。

イ 誘致活動の内容

(ア) ターゲット

個別の金融系外国企業等に加え、スタートアップ支援機関、クラスター運営組織及び自治体等（以下「支援機関等」という。）とする。

(イ) アプローチリストの活用と新たな接点構築

委託者から受託後に提供される既存アプローチリスト（個人情報を除く。以下「リスト」という。）にある金融系外国企業等及び支援機関等との連携深化及び具体的なアクションの展開を目指すとともに、リストに掲載されていない札幌に関心を有する金融系外国企業等及び支援機関等との新たな接点構築を行うこと。

(ウ) 交流機会の創出

金融系外国企業等及び支援機関等とのイベント内外における面談並びに独自のネットワーキングイベントを実施すること。いずれも、オンライン形式の活用も含め、効率的かつ効果的な手法で行うこと。

(I) 委託者の同行

誘致活動への委託者の同行については、スケジュール等を勘案のうえ、委託者との協議により決定する。同行を行う場合は、受託者は現地対応

(必要に応じて言語面のサポートを含む。)の支援を行い、当該支援及び委託者のイベント参加等に係る経費は本業務に係る費用に含めること(委託者の旅費(交通費、宿泊費等)は含まない。)

ウ ネットワーク一覧の作成及び管理

構築したネットワークについては、リストを基に、以下の項目を網羅した一覧を作成し、適宜最新の状態に更新し管理すること。なお、項目の詳細は委託者との協議により決定する。

- ・企業名、企業概要及び代表連絡先(個人情報を除く)
- ・面談履歴(面談場所・面談日等を含む)
- ・今後の連携に繋がる背景や専門性等

(2) 国内での誘致活動

国等が主導する「Japan Fintech Week」や「Japan Weeks」等、国内外の金融関係者が東京都内に集まる機会を捉え、投資機能を有する金融系外国企業・支援機関等(以下「海外VC等」という。)と、札幌市内のスタートアップをはじめとする企業・団体等(以下「市内企業等」という。)との具体的な投資・協業を促すためのイベントを以下のとおり実施すること。

なお、実施にあたっては、海外VC等及び市内企業等双方のニーズを十分に反映させること。各イベントの開催日程は必ずしも同一会期に限らず、効果的な事業実施を念頭に柔軟に設定することができるものとする。

また、各イベント実施時の冒頭において札幌市のビジネス環境やエコシステム等を紹介するブリーフィングを設けること。

ア 海外VC等によるリバースピッチ(札幌市内)

海外VC等が自らの投資方針、支援内容及び求める協業ニーズ等を市内企業等に対して直接発表するリバースピッチを札幌市内で実施すること。この場では、海外VC等からの一方的な発表に留まらず、海外VC等と市内企業等の接点を創出し、具体的な交流を促す機会を設けること。

また、必要に応じて、市内企業等に対する実施規模を踏まえた言語面のサポート体制を整えること。

イ 札幌市によるプロモーション(東京都内)

委託者から海外VC等に対し、札幌の魅力やGXを軸とした金融誘致に係る取組を紹介する小規模な会合を東京都内で複数回実施すること。この会合では、形式的な情報提供ではなく、ラウンドテーブル形式等を用いて活発な意見交換を促し、よりカジュアルな交流を生み出す機会とすること。

ウ 視察ツアー(北海道内)

札幌が有するビジネス拠点としての優位性や北海道のGXポテンシャル等、将来的な投資の参考となる情報を海外VC等に伝える視察ツアーを北海道内で実施すること。

また、必要に応じて、視察先に対する言語面のサポート体制を整えること。

なお、本ツアーには、委託者が別途指定する参加者が追加される場合があるため、視察先及び関係者との調整を適宜行うこと。

(3) その他独自の誘致活動

(1)及び(2)に掲げる業務とも連携しながら、その他、将来的な札幌への進出（二次進出を含む）や投資判断に影響を与え得る誘致活動を積極的に実施すること。

(4) 委託者への助言・サポート

委託者から国際金融都市実現に向けた取組に係る意見交換や相談等がある場合には、随時これらに対応できる体制を整え、応じること。

5 業務の進め方

業務遂行にあたっては、委託者と適時打ち合わせを行うこととし（オンライン形式も可）、当該業務を進めるにあたって適切なスケジュールを提示のうえ、委託者と密に調整したうえで事業を実施すること。

なお、業務成果の把握のため、適宜成果等を電子データで報告するとともに、必要に応じて札幌市内部での成果等の報告資料の作成を指示する場合がある。

また、業務を進める際に個別企業や支援機関等にヒアリングを行う場合には、委託者と事前協議し、必要な場合にはヒアリングの場に委託者を同席させるなど、今後のネットワーク構築に協力すること。

6 実施報告（成果物）の提出について

4に掲げた業務について、委託期間内に成果報告書を電子データで提出すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 成果報告に係る留意事項

成果報告については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。

また、成果報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。

(4) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 委託者担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

札幌市経済観光局経済戦略推進部GX推進室

国際金融誘致担当課 青山・大橋

電話：011-211-2423 E-mail：gx.promotion@city.sapporo.jp